

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和5年12月22日付けで行った各保護変更決定処分（以下、順に「本件処分1」、「本件処分2」、「本件処分3」という。）及び令和6年2月1日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分4」といい、本件処分1から本件処分3までの3件と併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分が違法又は不当であると主張している。

転居前住宅の11月分家賃は、管理会社に支払っている（審査請求書の資料として、令和5年10月31日付けの管理会社による領収書が提出されている。）。

転居日が令和5年11月9日予定であることを知った担当職員は、転居前住宅の11月の家賃が発生することを確認できるはずであり、返還金請求するに当たり、請求人に確認すべきだった。担当職員から、資料提出などの指示はなかった。

敷金の戻りについては、担当職員と対面の上、収入申告書に記載して提出した際に、返還金になるとの説明はなかった。後に私は敷金の戻りを管理会社に返金した。敷金は、アパート建物、外部にある、残置物の撤去に使用するとのことだった。

令和6年2月1日付けの通知書には返還金17,760円の理由が明記されていない。

請求人が（管理会社に）返金した30万円は、転宅のための見舞金、慰謝料であり、又は自立更生に充てられるものとして扱うべきであり、収入認定すべきではない。移送代、火災保険などに不当に加算して返還金請求している。アパート契約料、移送代に関しては相殺になっており、加算する必要はないと思う。

保護受給者は、見舞金や慰謝料、迷惑料的なものは受け取ることはできないのか、不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 4月25日	諮問
令和7年 7月23日	審議（第102回第3部会）
令和7年 8月18日	審議（第103回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性、種類等

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法11条1項3号は、保護の種類として、住宅扶助を挙げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なもの

の範囲内において行われるとしている。

(2) 申請による保護の変更

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定は、保護の変更の申請について準用するとしている。

(3) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(4) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

(5) 住宅扶助（家賃）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・アは、保護基準別表第3・1の家賃等は居住する住居が借家であって家賃を必要とする場合に設定すること、同・ウは、被保護者が真に必要やむを得ない事情により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定してさしつかえないこととしている。

(6) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）は、収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、これらの事項を証明

すべき資料があれば、必ずこれを提出させることとする（第8・1・(3)）。

イ 就労に伴う収入以外の収入（その他の収入）

次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)は、年金、仕送り及び財産収入以外の臨時的収入については、その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合は、そのこえる額を収入として認定することとする。

ウ 収入として認定しないもの

次官通知第8・3・(3)・オは、収入として認定しないものとして、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額、を掲げる。

(7) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

(1) 住宅扶助費について（本件処分1から本件処分3まで）

処分庁は、請求人から提出された新住居に係る重要事項説明書により、賃貸借契約期間の始期が令和5年10月30日であること、10月の賃料2日分が3,350円であること等を把握し、その後請求人から提出された賃貸借契約書により、賃貸借契約期間、賃料（月額52,000円）、令和5年11月分がフリーレント適用であること等を確認し、同年10月分の家賃が旧住居と新住居（2日間分）の両方で発生していることから、同年11月分の住宅扶助費を削除し（本件処分1の一部）、同年12月分及び令和6年1月分の住宅扶助費の月額を新住居の家賃と同額の52,000円にそれぞれ変更した（本件処分2及び本件処分3）。

住宅扶助は、住居又は住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われ（1・(1)）、月の途中で転居した場合に、転居前及び転居後の住居にかかる家賃を、日割計算によらず、それぞれ1か月分の家賃の範囲内で認定してさしつかえないとされるのは、被保護者が真に必要なやむを得ない事情により月の途中で転居した場合に限られる（同・(5)）。

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が令和4年12月に

前住居の明渡しを求められ、転宅先がなかなか見つからず、強制退去の可能性もある状況であったところ、令和5年10月12日に転宅先が見つかったとの請求人からの電話報告を受け、請求人から提出された賃貸借契約書により新住居の賃貸借契約期間の始期が同月30日であることを確認したことから、請求人がやむを得ない事情により月の途中で転居したと認定したものと認めることができる。

処分庁は、新住居に係る令和5年10月分の賃料（2日分3,350円）については、本件処分4による収入認定の際に転宅費用として収入額から控除し、同年11月分の賃料については、賃料がフリーレントにより発生していないことから、同月分の住宅扶助費を削除した（処分庁は、請求人の転居は同年10月に行ったと認定してこれらの処分変更を行ったものと推測される。）。そうすると、本件処分1（住宅扶助に係る部分）は、上記1記載の法令等の定めによって適正になされたものといえることができる。

また、同年12月分及び令和6年1月分の住宅扶助費については、賃貸借契約書に基づいて変更されており、本件処分2及び本件処分3は、上記1記載の法令等の定めによって適正になされたものといえることができる。

## (2) 収入認定について

処分庁は、敷金の戻りとして令和5年12月21日になされた収入申告に基づき、請求人の口座に管理会社から令和5年11月24日に入金された77,666円から8,000円を控除した69,666円を収入認定した（本件処分1のうち収入認定に係る部分）。

また、処分庁は、立退料、引越代及びアパート契約料として令和6年1月31日になされた各収入申告に基づき、請求人の口座に管理会社から入金された令和5年10月20日の182,550円、同年11月20日の377,550円、計560,100円について、請求人の収入であると認定した。そして、転宅費用合計242,340円（賃貸借契約費用138,550円、火災保険料11,900円、カーテン・照明器具費用14,340円、引越費用77,550円）及び管理会社に請求人が振り込んだ額300,000円）の計542,340円を自立更生のために充てられた費用と認定し、同額を上記収入額から差し引いた17,760円を収入認定した。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あ

らゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものであり（１・(1)、保護の補足性）、管理会社から請求人名義の口座に振り込まれた、令和５年１０月２０日の１８２，５５０円及び同年１１月２０日の３７７，５５０円の計５６０，１００円と、同月２４日の７７，６６６円は、いずれも請求人の収入とすることができる。

収入認定は、被保護者から提出される収入に関する申告及び資料に基づいて行われ（１・(6)・ア）、収入の種類により控除される額又は収入認定しないものが次官通知により定められているところ（１・(6)・イ及びウ）、請求人が収入申告した敷金の戻りについては、就労に伴う収入以外の収入であるとして、８，０００円が控除され、立退料、引越代及びアパート契約料については、当該世帯の自立更生のために充てられる額として、転宅費用合計２４２，３４０円及び管理会社に請求人が振り込んだ額３００，０００円の計５４２，３４０円が収入額から差し引かれており、本件処分１（のうち収入認定に係る部分）及び本件処分４は、いずれも上記法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められる。

したがって、本件各処分に違法・不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、前住居の令和５年１１月分の家賃を管理会社に支払っている旨及び敷金の戻りについて後に管理会社に返金した旨を主張しており、これらにより本件処分１の取消しを求めるものと解される。

しかし、本件処分１の時点において、請求人が処分庁に対し、前住居の令和５年１１月分の家賃が必要である旨の報告や領収書の提出をしたとは認められないから（なお、請求人が管理会社に対して前住居の令和５年１１月分の家賃を支払ったことについては、処分庁は、本件処分１に係る審査請求の提起により初めて把握したものと認められる。）、この点に係る請求人の主張は、採用することができない。

また、請求人が収入（敷金の戻り）をどのように使ったかは、本件処分１（収入認定に係る部分）に影響するものではない。

さらに、請求人は、本件処分４に係る通知書には返還金１７，７６０円の理由が明記されていないこと、及び管理会社からの立退料３０

万円は転宅のための見舞金、慰謝料であるから収入認定するのは不当である又は自立更生に充てられるべきものである、請求人は30万円を管理会社に返金した旨を主張する。

しかし、本件処分4に係る通知書には、保護変更の理由として、「立ち退きによる補償金の収入認定」との記載がある。また、本件処分4における収入認定は、管理会社からの立退料30万円全額を差し引いた上で行われたことが認められる。

したがって、請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子